

告示

埼玉県告示第八百三十九号

平成二十二年埼玉県告示第五百二十六号（埼玉県総合リハビリテーションセンター条例別表第一の知事が別に定める額について）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十九年七月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

表ツベルクリン反応検査及び予防接種の項金額の欄中「五、〇五〇円」を「四、九三〇円」に改め、同項中

経口生ポリオ	一回につき
不活化ポリオ	一回につき

三、四〇〇円	を「不活化ポリオ	一回につき
九、三〇〇円		

〇円」に改める。